

株式会社シルバーホクソン指定居宅介護支援事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は株式会社シルバーホクソン(以下「事業者」という。)が開設する居宅介護支援事業所シルバーホクソン末広(以下「事業所」という)が行う指定居宅介護支援の事業(以下「事業」という)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある高齢者等(以下「要介護者」という)に対し、適正な居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 1. 事業所の介護支援専門員は、要介護者等の心身の特性を踏まえ、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう援助を行う。
2. 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、地域の保険・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービス提供に努めるものとする。
3. 事業所の介護支援専門員は、利用者の希望に応じ複数のサービス事業所等の紹介や選定理由について説明を行うものとする。
4. 事業所の介護支援専門員は、公平中立性の確保を図るため、支援提供開始の際に前6月間に作成されたケアプランにおける訪問介護等の利用割合及び同一事業者により提供されたものの占める割合の説明を行う。
5. 貸与・販売の選択制のある福祉用具については、十分な説明や多職種の方の意見も伺い提案する。
6. 身体拘束等は、ご利用者の生命に関わる緊急やむを得ない場合を除き行わないが、やむを得ず行う場合はご利用者の状況や必要な理由等を記録する。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

1. 名称 居宅介護支援事業所シルバーホクソン末広
2. 所在地 埼玉県川口市末広2-15-19 グレース小嶋1F

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

1. 管理者 1名 (介護支援専門員兼務)

管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行うと共に、自らも居宅介護支援業務を行うものとする。

2. 介護支援専門員 2名以上

介護支援専門員は、居宅介護支援業務を行い、要介護者等の能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう援助を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 営業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

1. 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、祝日と、第2、第4土曜日、8月13日～8月15日、12月29日～1月3日までを除く。
2. 営業時間 午前9時から午後6時までとする。

(居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料金)

第6条 居宅介護支援の提供方法、内容は次のとおりとし、利用料は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

1. 相談の場所 居宅介護支援事業所シルバーホクソン末広内相談室
必要に応じて居宅訪問を実施
2. 課題分析表の種類 T A I 方式
3. サービス担当者会議目的と頻度、開催の場所
目的は利用者状況把握と情報の共有
頻度は、原則として新規に居宅サービス計画を作成した時、及び要介護の更新認定、区分変更認定を受けた時、その他必要な時に開催する。
開催の場所は第3条に規定する事業所内(必要に応じて居宅、サービス事業所)
4. 要介護者およびケア提供状況についてのモニタリング(少なくとも月1回、要件を満たした場合についてはテレビ電話装置その他の情報通信機器を活用したモニタリングを可能とし2か月に1回は訪問を行う)およびフォローアップを行う。
5. 包括的自立支援システムのもとケアプランを作成する。また、ボランティアや近隣の支援をも調整し、在宅生活を支えていくことを目標とする。
6. 第8条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う居宅介護支援に要した交通費は、その実費を請求する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額とする。
 1. 通常の事業の実施地域を越えた地点から片道 10キロメートル未満 100円
 2. 通常の事業の実施地域を越えた地点から片道 10キロメートル以上 200円
 3. 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名(記名押印)を受ける事とする。

(記録の整備)

第7条 事業者は、居宅介護の提供に関する記録を整備し次のとおり保存するものとする。

1. 事業者等との連絡調整に関する記録、アセスメントの結果、サービス担当者会議等の記録を完結後5年間保存する。
2. 介護報酬に関する記録は、完結後5年間保存する。

(通常の事業の実施区域)

第8条 通常の事業の実施地域は、川口市、蕨市、戸田市、さいたま市、越谷市、草加市の区域とする。

(事故発生時の対応)

第9条 介護支援専門員は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行なうとともに、必要な措置を講じるとともに、管理者に報告しなければならない。

(個人情報保護)

- 第10条 1. 事業者は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
2. 事業所が得た利用者及びその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者及びその家族の了解を得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第11条

- 1 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。
- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
 - (2) 虐待防止のための指針の整備
 - (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第12条

1. 事業所は、従業員の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
- | | |
|---------|-----------|
| 1.採用時研修 | 採用後 1ヶ月以内 |
| 2.継続研修 | 年1回以上 |
2. 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
3. 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
4. 感染症や自然災害が発生した場合であっても、利用者が居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務再開を図るための業務継続計画の策定を行う。
5. 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
6. 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。
7. 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

8.この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は株式会社シルバーホクソン代表取締役と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則 この規程は平成11年10月 1日から施行する。
 この規程は平成13年 4月 1日から施行する。
 この規程は平成14年 5月 8日から施行する。
 この規程は平成14年11月 1日から施行する。
 この規程は平成15年 4月 1日から施行する。
 この規程は平成16年 5月 1日から施行する。
 この規程は平成16年 9月 1日から施行する。
 この規程は平成17年 4月14日から施行する。
 この規程は平成17年 9月10日から施行する。
 この規程は平成17年12月 1日から施行する。
 この規程は平成18年 4月 1日から施行する。
 この規程は平成18年10月 1日から施行する。
 この規程は平成19年 4月 1日から施行する。
 この規程は平成19年 6月 1日から施行する。
 この規程は平成19年11月 1日から施行する。
 この規程は平成20年 4月18日から施行する。
 この規程は平成20年10月18日から施行する。
 この規程は平成20年11月 1日から施行する。
 この規程は平成20年12月 1日から施行する。
 この規程は平成21年 1月19日から施行する。
 この規程は平成21年 2月 1日から施行する。
 この規程は平成21年 2月18日から施行する。
 この規程は平成21年 7月18日から施行する。
 この規程は平成21年 8月18日から施行する。
 この規程は平成21年 8月19日から施行する。
 この規程は平成22年 5月 1日から施行する。
 この規程は平成23年 9年 1日から施行する。
 この規程は平成23年11月 1日から施行する。
 この規程は平成24年 2月 1日から施行する。
 この規程は平成24年 5月 1日から施行する。
 この規程は平成25年 5月 1日から施行する。
 この規程は平成26年 4月 1日から施行する。
 この規程は平成26年12月 1日から施行する。
 この規程は平成27年 6月 1日から施行する。
 この規程は平成27年10月 1日から施行する。
 この規程は平成27年12月 1日から施行する。
 この規程は平成28年 7月 1日から施行する。
 この規程は平成28年12月 1日から施行する。
 この規程は平成29年 8月 1日から施行する。
 この規定は平成30年 4月 1日から施行する。

この規定は平成31年 2月 1日から施行する。
この規定は平成31年 4月 1日から施行する。
この規定は令和 2年 4月 1日から施行する。
この規定は令和 3年 4月 1日から施行する。
この規定は令和 6年 4月 1日から施行する。
この規定は令和 6年 9月 1日から施行する。